

携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会（第2回）議事要旨

1. 日 時

平成25年10月22日（火）16時00分～17時40分

2. 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）：

- (1) 構成員：五十嵐 敦、内田 義昭、大橋 功、小館 亮之（座長代理）、寺家 克昌（代理：佐藤 美由紀）、関和 智弘、徳廣 清志、中村 光、森合 正典（代理：皆川 誠司）、八重樫 孝治、山内 弘隆（座長）、山崎 亮
- (2) 総務省：富永 昌彦（電波部長）、布施田 英生（移動通信課長）、香月 健太郎（移動通信課推進官）
- (3) 事務局：総合通信基盤局電波部移動通信課

4. 配布資料

- 資料2-1 福島県 説明資料
- 資料2-2 岩手県岩泉町 説明資料
- 資料2-3 ソフトバンクモバイル株式会社 説明資料
- 資料2-4 イー・アクセス株式会社 説明資料
- 参考資料2-1 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会（第1回）議事要旨

5. 議事要旨

(1) 前回（第1回）の議事概要について

参考資料2-1に基づき、事務局から説明が行われた。

(2) 議事

① 地方公共団体における取組について

資料2-1に基づき福島県から、資料2-2に基づき岩手県岩泉町から説明が行われた後、質疑応答が行われた。

（小館座長代理）

福島県の緊急輸送道路等における携帯電話不感地帯の解消の社会実験では、具体的にどのようなことを確認しているのか。また、設置している Wi-Fi は誰でも利用可能なのか。

（森合構成員（皆川代理））

緊急時、例えば土砂崩れや交通事故等が発生した際に、第一発見者が通報しないと被害が拡大するため、ライブカメラ設置箇所周辺で Wi-Fi を利用し通信できるようにしている。

また、誰でも利用可能との周知が必要であるが、一般の人でも事故に遭った際には自分で助けを呼ぶ、救急車の出動を（間接的に）要請する等の使い道があると考えている。

(総務省)

福島県から提言されたユニバーサルサービス制度を適用するべきではないかについて、現状、携帯電話はユニバーサルサービスの中には含まれていないところである。携帯電話のユニバーサルサービス化については、平成 22 年の情報通信審議会の中で議論されたが、加入者電話と比較すると料金が高いということ、利用できない地域が残っているということ、利用実態が世代間や地域間でばらつきがあることから、ユニバーサルサービス化には時期尚早となった経緯がある。

また、ユニバーサルサービス制度というのは、全国において提供されているサービスの維持が目的であり、携帯電話の基盤整備を目的とする費用への補てんはなじまないという議論があった。ユニバーサルサービスの制度は、今後、電気通信事業の競争政策の検証も行っていきながら、必要に応じて議論されていくものとする。

(森合構成員（皆川代理）)

福島県でも一人暮らし高齢者の割合が高く、高齢者の中には携帯電話を知らない方もいる。携帯電話を使う必要がないということで、エリア外であってもエリア化の要望がない場合もある。市町村は、財政的に厳しいため、住民等からの要望がある箇所を優先して整備しており、一律にエリア外地域の解消を要望しているわけではない。

(総務省)

岩手県岩泉町の提言の中の携帯電話事業者 3 社で分担する件に関わり、最初に整備をした 1 事業者の設備を使って、他事業者がローミングするというアイデアも含まれているか。

(八重樫構成員)

事業者の按分方法については、会社の規模や設備の規模などの状況により、様々な方法があるとする。

② 携帯電話事業者における取組について

資料 2-3 に基づきソフトバンクモバイル株式会社から、資料 2-4 に基づきイー・アクセス株式会社から説明が行われた後、質疑応答が行われた。

(五十嵐構成員)

ソフトバンクモバイルから提案の中で、国庫補助率の見直しの 100 世帯未満をさらに分割して補助率を段階的に引き上げ、という提案について、具体案はあるのか。

(関和構成員)

本日の提案については、基本的な考えを示したものであり、具体的な落とし込みについては、今後議論が必要だと考えている。

(五十嵐構成員)

ソフトバンクモバイルから最低事業規模額の撤廃の提案があり、総事業費150万円以上の事業のみが補助事業の対象とあるが、150万円以上の具体的な理由はあるのか。

(総務省)

制度創設当初には、最低事業規模額はなかったと記憶している。他の補助事業を含め、最低事業規模額を設定した理由については、いわゆる零細補助をできるだけなくし、事業の効率化を図るという趣旨であったものと認識している。

(山内座長)

ソフトバンクモバイルからの提案の中で、衛星回線を使用したシステムの通信の質は問題ないのか。

(関和構成員)

衛星回線を使用したIP基地局については、通常の基地局に比べれば制限はあり、通信速度や同時に使える人数など劣る部分はある。

(山内座長)

スポットでのエリア整備には効率的ということか。

(関和構成員)

そのとおりである。対象エリアで同時使用者数が少なければ十分なパフォーマンスが期待できると考えている。

(小舘座長代理)

ローミングサービスは事業者が構築したネットワーク回線を他事業者にも開放するというもので、日本国内では運用されていないと認識しているが、実際にローミングサービスを行う場合、現状の制度の中でできるものか。

(関和構成員)

ソフトバンクモバイルでは、イー・アクセスのスマートフォンの通話エリアをソフトバンクモバイルの通話エリアを使って広げるという取組をしている。

技術的な枠組みは、他社も国際ローミングをしており、そのフレームワークを使えば国内ローミングも可能であるが、ローミング時における緊急通報の取り扱い等の運用上の課題がある。

(徳廣構成員)

基地局整備後の運用の関係で懸念点が出てきているので、本研究会で議論いただき、ある一定の方向性を出していただきたい。

基地局は電波法に基づき5年に1度の定期検査を行う義務があるが、NTTドコモに係る登録検査等事業者において、判定員が高齢化により不足してきている状況があり苦慮している。その判定員の資格要件の緩和を議論いただきたいと思います。

(山内座長)

具体的な資格要件は何か。

(徳廣構成員)

第一級陸上無線技術士の資格、業務経験3年等がある。

(内田構成員)

KDDI においても同様の状況であり、ぜひ判定員の資格を見直していただけるとありがたい。

一つの提案だが、例えば本研究会の下にアドホック的なものを作り議論していただいた上で、本研究会へ報告するという方法があると思うが、如何か。

(山内座長)

確かに技術的な面からも、専門の方が議論する方が良いと思うが、事務局へお聞きするが、アドホック会合を作ることは可能なのか。

(事務局)

本研究会のアドホック会合を作ることは可能である。事務局としては、基地局を整備し、安定的に運営していくという観点から、議論することは必要と理解する。

(山内座長)

提案のあったとおりアドホック会合により、関係者の方々に議論いただく方向で、本研究会要綱に基づき、座長にメンバー等は一任いただくという形でのよろしいか。(各構成員了承)

(山崎構成員)

先週北海道沼田町の辺縁部の農家の方と話をしてきた。町がその地域に光回線を整備したが、「あと何年この集落が持つかを考えると本当に申し訳ない」と言っていた。農家の方は町の財政も分かっている。

街づくりとして、不感地域を無くすことのメリット・デメリットを整理した上で整備することが必要と考える。福島県の説明にあったように、真に整備が必要な地域を限定し、その理由を明確にすることが必要と考える。

また、ソフトバンクモバイルとイー・アクセスからの提案のとおり、フルスペックの基地局整備が難しい場合であれば、別の方法を組み合わせた発想が出てくる。自治体と事業者の発想を統合させられると、本研究会は有意義な議論の場になると考える。

③ その他

事務局から次回会合の日程について、11月26日火曜日16時から開催する旨、周知された。

以上